

# 一般貸切旅客自動車運送事業更新許可申請にかかる 法令試験問題

令和6年11月28日（木）

## 注意事項

1. 試験時間は10時30分～11時20分です。
2. 解答は問題用紙の解答欄に記入して下さい。
3. 開始時間までは、問題は開かないで下さい。
4. 運転免許証等は、机の上に出しておいて下さい。
5. 筆記用具、自動車六法以外のものは机の上に置かないで下さい。
6. 質問等のある方は、静かに手をあげて下さい。
7. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場していただることとなります。なお、試験は不合格となります。
8. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源は切って下さい。
9. 試験会場は禁煙です。
10. 試験会場からの退場時は、解答用紙を裏返して他の受験者に迷惑とならないように静かに退場して下さい。

内閣府沖縄総合事務局

# 一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

試験実施日：令和6年11月28日

受験者名：(事業者名) \_\_\_\_\_

（氏名）\_\_\_\_\_

問1 次の問題に答えて下さい。

1. 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、旅客自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを国土交通大臣が定める区域ごとに、かつ、旅客自動車運送事業の種別ごとに、（ ）として指定することができる。（[道路運送法第43条の2](#)）

答. [旅客自動車運送適正化事業実施機関](#)

2. 一般旅客自動車運送事業の運送約款に定める事項として、法令で規定されている事項を1つ正確に記入して下さい。

「[運賃及び料金の收受、一般旅客自動車運送事業者の責任](#)」

（[道路運送法第11条](#)）

「[事業の種別、運賃及び料金の收受又は払い戻しに関する事項、運送の引き受けに関する事項、運送責任の始期及び終期、免責に関する事項、損害賠償に関する事項、その他運送約款の内容](#)として

答. [必要な事項](#)」（[道路運送法施行規則第12条](#)）

問2 次の文章のうち正しいものには○、誤っているものには×を（ ）内に記入して下さい。

（ × ） 1. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した時は、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 （[道路運送法第23条](#)）

（ × ） 2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣（沖縄総合事務局長）の認可を受けなければならない。 （[道路運送法第9条の2](#)）

（ × ） 3. 事業者は、事業用自動車に車掌を乗務させる必要はない。 （[運輸規則第15条](#)）

（ × ） 4. 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を変更するときは、30日前までに届け出なければならない。 （[道路運送法第11条](#)）

（ ○ ） 5. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、旅客の運送を継続すること等に関して適切な処置をしなければならない。 （[運輸規則第18条](#)）

（ ○ ） 6. 整備管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。 （[道路運送車両法施行規則第32条](#)）

（ ○ ） 7. 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届書には、「廃止する理由」を記載しなければならない。 （[道路運送法施行規則第25条](#)）

- ( ○ ) 8. 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けることができない。 (道路運送法第7条)
- ( ✗ ) 9. 安全統括管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。 (道路運送車両法施行規則第32条)
- ( ○ ) 10. 事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。 (道路運送法第40条)
- ( ○ ) 11. 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 (道路運送法第38条)
- ( ○ ) 12. 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経験その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。 (道路運送法第25条)
- ( ○ ) 13. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに、運行の開始及び終了の地点及び日時、運行に際しての注意箇所の位置など、法令に定められた事項を記載した運行指示書を作成し、運転者に適切な指示をし、携行させなければならない。 (運輸規則第28条の2)
- ( ✗ ) 14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車の事故により十人以上の負傷者を生じた場合、当該事故があつた日から三十日以内に当該事故ごとに自動車事故報告書を三通提出しなければならないが、運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなった場合には、自動車事故報告書を提出する必要はない。 (自動車事故報告規則第3条)
- ( ○ ) 15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。 (道路運送法第10条)

問3 次の法令等の（ ）にあてはまる語句を下の枠内から選び記号を記入して下さい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条の二に規定する事故の記録、旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第一項の規定による（ア）の記録その他の国土交通大臣が告示で定める書類を適切に管理し、（セ）第一項の規定による（イ）の求め又は同条第四項の規定による（ク）を受けた場合に、速やかに提示できるようにしなければならない。 (運輸規則第69条)

ア. 指導監督	イ. 報告	ウ. 道路運送車両法第六十三条	エ. 教育	オ. 乗務
カ. 旅客自動車運送事業報告規則第二条	キ. 通達	ク. 立入検査	ケ. 告示	
コ. 適性診断	サ. 変更	シ. 聴聞	ス. 旅客自動車運送事業運輸規則	
セ. 道路運送法第九十四条 ゾ. 巡回				

2. 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した（オ）時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、（ク）の作動その他の（カ）に点検すべき事項について、（ケ）により自動車を点検しなければならない。  
(道路運送車両法第47条の2)

ア. 厳格	イ. 乗降装置	ウ. 特定日	エ. 定期的上	オ. 適切な	
カ. 日常的	キ. 事故	ク. 制動装置	ケ. 目視等	コ. 点検等	サ. 状態
シ. 異音	ス. 迅速	セ. 整備管理者	ソ. 保安基準		

3. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が（ク）で定めるところにより、主として運行する路線又は（チ）の状態及びこれに対処することができる（サ）並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を（ソ）し、かつ、その記録を営業所において（ア）保存しなければならない。  
(運輸規則第38条)

ア. 三年間	イ. 通達	ウ. 経路	エ. 法	オ. 申請	カ. 自動車
キ. 教育	ク. 告示	ケ. 通達	コ. 五年間	サ. 運転技術	シ. 省令
ス. 報告	セ. 一年間	ソ. 記録	タ. 届出	チ. 営業区域	ツ. 運転者